

～認知症施策の発展のために～

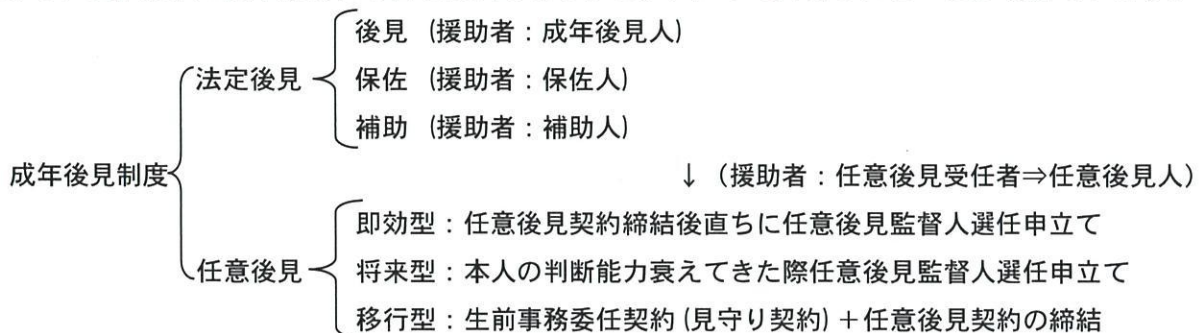
平成30(2018)年12月31日

☆中央・大阪府の動き

- 内閣府**：大臣官房政府広報室では、「政府広報オンライン」の「暮らしに役立つ情報」において、「もし、家族や自分が認知症になったら知っておきたい認知症のキホン」を公表しています。他に、消費者ホットライン、運転免許の自主返納、消費者契約法など高齢者に身近な記事が多数アップされています。
- 厚生労働省**：老健局認知症施策推進室では、Facebook上に「オレンジポスト～認知症」を公表しています。ここでは、認知症に関する施策情報、地域における取組事例、認知症サポーターに関する情報など認知症に関わる様々な情報が発信されています。
- 大阪府**：11月10日(土)、富田林保健所難病医療療養ネットワーク協議会研修会では、「高齢者、認知症患者をめぐる法的問題」と題して、医師による成年後見制度の概要や改正道路交通法による高齢運転者対策などが説明されました。資料希望の場合は、地域連携室迄ご連絡下さい。

☆成年後見制度

成年後見制度には、「民法」による**法定後見**(認知症等で判断能力が衰えた時)と「任意後見契約に関する法律」による**任意後見**(元気な時)の2つがあります。**任意後見**には、見守り、生前事務委任、任意後見、死後事務委任の各種契約があり、セットにして締結されることが増えています。



法定後見	本人の状態	任意後見
注：本人住所地の家庭裁判所に、後見等開始を申立てます。申立てできる人は、配偶者、4親等内の親族、検察官等となっています。	元気	関係公的機関：公証役場(公証人)
	↓	見守り契約
		生前事務委任契約
		任意後見契約
死後事務委任契約		
後見(保佐・補助)開始申立て ⇒法定後見の開始	判断能力↓	任意後見監督人選任申立て ⇒任意後見の開始
関係公的機関：家庭裁判所	↓	関係公的機関：家庭裁判所
後見(保佐・補助)の終了	死亡	任意後見の終了 ⇒ 死後事務委任契約の開始

◎認知症や独居などで気になる方がおられたり、成年後見制度のことなどで、何かありましたら、[本会地域連携室\(0721-54-1700\)](mailto:info@orenji.com)迄ご連絡下さい。